

令和2年度第2回古賀市障害者施策推進協議会 会議録

日 時：令和2年11月16日（月）19：00～21：00

場 所：サンコスモ古賀201・202 研修室

参加者：委 員：山崎委員（会長）、緒方委員、加藤委員、川島委員、北崎委員、
松崎委員、三島委員、三苫委員、山下悦子委員、山下実夫委員
藤井委員

（欠席：占部委員、大塚委員、小口委員、堀内委員）

傍聴人：0名

事務局：野村部長、川上課長、澤木係長、大崎、村山

《開会宣言》

15名中、4名が欠席。出席が11名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

事務局：資料確認

今回は、計画素案についてご意見を伺いたい。この場で「ではこうする」「こう修正する」と即答できないものも多いかと思うが、ご意見を持ち帰り、次回また修正版を見ていただく、これを12月、1月、必要であれば3月と行っていきたい。

施策内容から、文言まで、広くご意見をお伺いしたい。

1. 第4期古賀市障がい者基本計画（素案）について

会長：素案の説明を事務局よりお願いしたい。

事務局：全体を流しての説明は省略し、市の考え方などについて説明する。

計画のづくりは、第3期計画と大きく変えてはいない。また、施策についても、前回会議で報告したとおり、やめていい施策があるわけではなく、今後もさらに工夫しながら取り組んでいかなければならないものがほとんどなので、全く新しい計画というよりは、改訂に近いイメージかと考えている。

その中で、変えた部分について説明する。29ページの施策の体系図について、今回は3つの基本目標とした。このなかで、障がいの理解促進と権利擁護の推進を基本目標のひとつとした。これは、アンケート結果の数字や自由記述の中に「嫌な思いをした」という声が多くあったこと、特に知的障がいや精神障がいの目に見えない障がいへの理解が進んでいないと思われたこと、就労の場面においても「障がいを理解し

てもらいたい」という意見が一番多かったことを踏まえ、今までも施策にはあったが、基本目標として掲げることとした。

また、新しく加えた視点として、この計画に先んじて策定された「地域福祉計画」が目指す「全世代・全対象型の地域包括支援」をこの計画にも位置付けた。また、国の計画を踏まえ、基本目標2基本施策1(2)の意志決定支援の推進、基本目標2基本施策2(3)の中に医療的ケアが必要な子どもへの支援、また、読書バリアフリー法の制定を受け、基本目標3基本施策2(3)に障がい者の読書環境の整備を追加しているところ。

一方、4期計画には位置付けないこととした施策は、「障がい福祉サービス事業所の整備促進に関する働きかけを行う」である。これは、現在、一部のサービスを除いて概ね事業所の整備が進み、サービスが充足してきた状況があることによるもの。

また、お手元に国の計画の概要を配布している。国は、市町村とはまた違った役割とは思いますが、参考として見ていただければと思う。

以上簡単ではあるが、説明を終わる。第3期計画での記載の有無にかかわらず、今後の古賀市の施策の方向性としてどうかということを見ていただければと思う。

会長：今後6年の計画となるものである。意見があれば自由にお願ひしたい。

委員：いくつかある。

1点目は、計画中、「障がい者」「障がいのある人」の2つの表現があるが、使い分けているのかということ。

2点目は、27ページ基本目標2の冒頭2行に、「障がい者には、継続した支援が必要」とあるが、この表現だと、障がい者は支援がいる人、となり、26ページにある「障がいの社会モデル」の考え方と合わないのではないかと思う。社会に障がいがあるために支援が必要となっている方、ということ表現できたらいいのでは。

3点目は、28ページの社会参加の促進で、いろいろな形の社会参加があると思うなか、ひとつ「働く」に焦点を当てるのはいいと思うが、働きたくても働くことが難しい方が、じゃあ文化芸術活動やスポーツだけで社会参加ができるのかということとそもそも社会参加のためにはまず生活が安定していないと難しいので、「暮らす」ということのサポートがもう少し具体的にあるといいかと思った。

4点目、障害のある方の高齢化問題はどうか考えるのか。今回のアンケート結果から見ても、70代80代の方が多く、この先、障がい者の高齢化が進むなあと感じる。今後、高齢者分野とどのように連携を図っていくかなどの記載があってもいいかと思った。

会長：4点あったが、事務局いかがか。

事務局：1点目の「障がいのある方」を表す文言は、使い分けていなかったもので、この場でどの表現とするか決めたい。2点目については、確かに表現が合っていないと思

うので、次回修正案をお示ししたい。

会長：「障害のある方」の表現についてどうか

委員：「障がい者」と言わず「障がいのある人」「障がいのある方」とするのが今は一般的かと思う。

会長：では、その方向で統一願う。2点目は、修正お願いする。3点目の社会参加の促進については、「働く」や「文化芸術」「スポーツ」はもちろんそうだが、どこまで社会参加とするかというところ。それ以外にも、暮らしの中で買い物に行ったり等いろいろな活動があるが、どこまで社会参加と考えるか。

委員：施設利用だけが安心した生活の提供ではない。相談支援を活用しながら、サービスも使いながらということになると思うが、「働く」を書くからには、「生活」もないとバランスが悪いという気がする。「働く」については、古賀市では以前から古賀市就労部会が長年活動してきているが、じゃあ芸術文化となると、そういう団体はないので、そういうものを立ち上げていくのかどうかとかもある。

事務局：基本目標2で「生活」の部分、基本目標3で「社会参加」というつもりで素案作成したところではある。

会長：基本目標2に「生活」が入り込んでいるとは思う。この柱建ては、市で変更できるものか。

事務局：できる。この基本目標（柱）は、市独自のもの。

会長：基本目標2に「生活」の部分が入り込んでいて見えにくく、社会参加が「働く」と「文化芸術・スポーツ」に限定されているように見えるという意見であったかと思う。それはそれでいいのかもと思うが、「文化芸術・スポーツ」は今後具体化していくときに、どうしていくかという課題はあるように思う。

事務局：「社会参加」という文言は、自分も難しい言葉だなと感じつつ、国の計画における「社会参加」の内容も確認し、就労や文化芸術活動・スポーツを位置付けたところである。「社会参加」の中に、「暮らし」「生活」の内容も入っていた方がいいか。

委員：基本目標2にもう少し細かく記載することでもいいと思う。27ページの基本目標2の文章の中に「障がい者ひとりひとりが、住み慣れた地域で安心して生活を送れるような環境づくり」とあるので、例示とか、具体的に何か、どういう手段かとかを

もう少し入れてもいいかと思う。

委員：「障がい者ひとりひとり」とあるが、それも大事だが、障がい者にとっては、同じ悩みを持つ仲間がいると、本腰を入れて社会に参加できるということもある。前回も話があったが、個人情報の関係でなかなか手練り寄せにくいところもあり、方法はわからないが、自分がここまで頑張ってきたのは、仲間がいたから。健常者であれば、ひとりひとりということが優先されるのはわかるが、障がい者については、仲間どうし、というようなことも入れていただけると自分としては嬉しい。

会長：障がいのある方どうしや、地域の方と交流して、というような感じですね

委員：そうなればいいと思っている。障がい者ひとりでは、なかなか力が出せない現状がある。仲間どうしが手をつなぐ、というようなこともあるといいなと思う。

会長：社会参加のなかに、そういう内容を盛り込んでもいいかと思う。

事務局：44ページに、「交流活動の促進」という内容があり、そこで障がいのある方の出会いの場づくりなどを記載しているところではある。

委員：「障がいのある方の出会いの場づくり」は、障がいのある方と健常者との出会い、という内容になるか。自分としては、障がいのある方どうしが、「ああ、そうやったね」と言い合えるような出会いの場がほしいと思っている。

事務局：両方の出会いを兼ねた表現としていたが、障がいのある方どうし、障がいのある方とない方、書き分けて記載するようにしたいと思う。

会長：障がいのある方の家族の交流も含め、3つの交流があると思う。

委員：福祉的就労について、後ろの施策部分には記載はあるが、最初の基本目標の部分にも記載があった方がいいのでは。ここだけ読むと一般就労だけを「働く」として推進していくように見える。

事務局：修正する。

加藤委員：文言統一の視点からの意見である。「手帳保持者」と「手帳所有者」、「古賀市」と「本市」の文言統一、その他目次と本文の表記のずれや数字のもれなどがあるので修正願いたい。

事務局：修正する。

委員：33ページの「障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進」のところで、そもそも差別をしていることに気付いていない、知らず知らずのうちにしているということがあるのでは。いきなり差別解消ではなく、まず気付いて、それから解消という流れではないかと考える。

会長：「障がいの理解促進と障がいを理由とする差別解消の推進」は、とても大事なことでと思うし、PRしていくことが大事なのも理解できるが、じゃあどれくらい進んだかというものが難しい。この施策は今までもずっと取り組んできたことだと思う。施策を具体化していくときに、工夫がいるのではないかと感じる。

委員：事例としては、「ネットワークこだま」は、小学校の福祉教育に毎年行っているが、あるとき、視覚障がいのある方が、点字ブロックから外れて戻れなくなっていたところ、通りがかりの中学生らしき男の子が「どうしたんですか。どこに行きたいんですか」と声をかけ助けてくれた。聞くと、「小学校のときに話を聞いたから」と言ってくれた。嬉しい話だった。

会長：いいことだと思う。学校では定期的に教育がされているのか。

委員：小学校3・4年生を中心に、社協を通じて出前講座をしている。

会長：中学校はどうか。

委員：中学校は、全部ではなく、どこか1校だったように記憶している。

委員：施設が個別に実施しているケースもある。なのみ工芸には、千鳥小2年生が毎年見学にくる。北中の1年生も、なのみ工芸と、特別支援学校に分かれて見学しているのではないと思う。こういう個別の交流もある。

委員：あじさい園という精神疾患の支援のNPOをしている。その活動で卓球をしたときに、玄界高校の高校生がボランティアで来てくれたのだが、その高校生は、助けてあげるんだ、ではなく、一緒に卓球を楽しむんだという感じで関わってくれた。本来のボランティアとはこうなのではないかと感じたところ。

会長：社協や学校だけでなく、事業所が行っているところもあるということですね。

委員：社会福祉法人の地域貢献として求められていることではないかと思う。

会長：社協としてはどうか。

委員：社協としては、子どもの頃から福祉学習を受けていると、障がいに対する理解が芽生え、大人になってからもそれを忘れずに社会に出ていけるのではということで、小学校への出前講座を行っている。小さいころからの福祉の心の醸成が大事だと考えている。以前、車いすの方から、小1くらいの子に石を投げられたという話を受けたことがある。就学前にはそういう教育を受ける機会がないから、自分と違う異質なものと感じ、石を投げてしまったんだろうと思う。やはり、小学生くらいの早い段階で、福祉学習をすべきと考えている。

会長：この社協の取組は、計画案中どの位置付けになるか。

委員：広くとらえれば「学校教育における人権尊重の意識の育成」に含まれていると思う。

会長：ここは、社協の取組を書いたのか。

事務局）：市教育委員会の教育施策の方針に記載されている内容を書いたものである。各学校の授業等で人権教育に取り組まれていると思う。広く人権についてなので、障がいだけということはないかと思うが、6年間のなかで、障がいについても触れられているのではないかと思う。ゲストティーチャーという形で、社協と一緒に取り組んでいるケースもあるかと思うので、次回までに調べておく。

委員：学校教育の現場で周知をするということだと思う。実際には、家の隣に障がいのある子が住んでいたりすると、「障がい者」ではなく「隣のAくん」ということで一緒に育つ。学校で教えつつ、実態は現場で知るというリンクが必要かもしれない。実体験で得るものも大事。現場としては、知ってもらって、あいさつをしてくれるだけでもいいし、困っているのを見かけたら、直接助けられなくても、施設に連絡をしてくれるということでもいいと思っている。

会長：教育の方法が、講義だけでなく、体験が大事ということ。大学でも、白内障のように見える眼鏡をかけたり、関節が曲がらないように重りを付けたりして実体験をさせている。体験は理解の糸口になると思う。

委員：行政が、いろいろな啓発方法を網羅することは難しいと思う。どういう施設に行けば、どういう体験ができる、どういう情報を得られる、という情報提供に力を入れる形が現実的なのではないか。

委員：障がい者への虐待防止の部分だが、虐待防止についてのみなさんの認識はどんな感じか。施設職員による虐待は、表に出にくいものもあるが、数だけ見れば、家庭内、

養護者による虐待の方が数は多い。虐待防止とは、虐待された方も助けるが、虐待してしまった方もケア、フォローアップするということ。そこも書き込んだ方がいいのでは。

事務局：書き込むようにしたい。

会長：ここでいう「虐待」は、言葉によるもの等も含んでいるのか。

事務局：言葉の暴力等による心理的虐待や、経済的虐待など全て含んでいる。

会長：そのことも書き上げておいた方がいいのでは。言葉による暴力、心理的暴力は、多いと感じる。

委員：福岡県が出している統計によると、被害にあっている方は知的障がい者が多い。身体的虐待は、施設支援職員によるものが多い。虐待を生み出さない風土を作るためにも、虐待した側へのケアは必要。

事務局：虐待対応は、「咲」の委託事業であるが、虐待された側へのケアとした側へのケアは、虐待防止の両輪であると思う。計画の文章では確かにその視点が足りていないと感じるので、修正したい。

会長：6ページの計画策定の趣旨の中段「しかしながら～」の一文が、長くて、意味がわかりにくいのだが。

事務局：ひとつの世帯の中で、障がいのある方がいて障がいに関する悩みもあるのだが、その世帯として経済的困窮も抱えていたり、障がいのある方を支援しているキーパーソンの方が、自分の親の介護もしていたりといったことがあり、色々な分野の支援を組み合わせるその家庭を支援していく必要がある状況がある。そういう家庭の場合には、総合的な支援を提供していきたい、ということ表現しようとしたものである。

委員：ワンストップでいけるのが理想、ということかと思う。

事務局：古賀市地域福祉計画の中で「包括的な相談支援体制の構築」ということを目指しているところであり、障がいのある方についても、この中で対応ができればいいと思っている。もちろん、サービス受給などの専門的な部分は、担当でということにはなる。

委員：基幹相談支援センターがあれば、ある程度解決する課題かもしれない。

事務局：選択肢として考えられると思う。

事務局：今までとりこぼしがちだった方、ダブルケアになっている家庭や、8050問題、ひきこもりなど、さまざまな複合的な課題をどのように解決していくかというのは、国の大きな方向性でもありまして、市でも、今後、体制を整えていきたいというところである。

委員：生活困窮者支援で入っていったら、実はその方が高齢者で、知的障がいもあった、ということはあると思う。

委員：ここにどこまで書くかは別にしても、今はひきこもりだけだけれど、もう少しすると親も高齢化して親の健康問題も出てきそうだとか、親がいなくなったら途端に一人になってしまうとか、そういう問題を想像させる家庭は多い。

会長：障がいの数は増えていると思う。その高齢化が進めば、親はもっと高齢化していくということ。障がいのある方だけでなく、その家族も含めて課題を抱えている現実があるので、包括的に支援できるような体制を、ということかと思う。表現を再考願いたい。

会長：これに関連して、36ページに「地域における包括的な支援体制の構築を目指した取組の推進」とあるが、具体的にはどういうことか。

事務局：イメージ的な話になってしまうが、医療や、福祉、住まいの支援、子どもであれば教育であったり、みんなで支援していく体制づくり、といいますか、ケース会議のようなものを想定している。支援について協議する場をつくる必要があると感じている。

会長：それは今でもしているのでは。

事務局：行っている。しかし、十分行えていない部分もあるかと思う。例えば、どこかが中心になって、経過を見守る体制など必要かと思うときもある。これは個人的な意見だが。

委員：そうすると、ここでいうところの「包括的支援」は、国が言っている高齢者等の「包括的支援」とはまた違う意味合いになるか。連動はしているとは思いますが。そこある程度線を引いているのか。

事務局：国の流れとして、高齢者分野の地域包括ケアシステムという枠組みで、もとも

とテーマ別に点で活動している団体がいて、それを小学校区とか中学校区とか身近な地域でつないでいくようなことで、今、実際に高齢者分野での体制整備というところでは、社協がしっかりと地域の中に入って行って、今後、高齢者分野の地域包括ケアシステムを古賀市の人口規模でどんなふうに枠組みをつくっていけばいいかということ、社協と協議を進めているところである。その地域地域で、テーマごとの団体をつないで、そこから先ほどの8050問題のような、行政に届きにくい課題を、地域の中に出向いて行って拾い上げてきて、行政の窓口、ワンストップの窓口につないでいく、そういう枠組みをイメージしている。来年度以降、地域福祉の推進、というなかで、障がい福祉分野にも取り組んでいけたらと思っている。

会長：前回の議論のなかで、相談できる人とできない人に二分化しているのではないかという話や、民生委員や福祉員が情報を持っているがどうつないでいいかわからないという話があったが、それを踏まえてのワンストップの部署ができればいいという話という理解でいいか。

事務局：それでいい。

委員：包括的支援、ワンストップという話に異論はない。しかし、前回の話にあったように、区長さんとか民生委員さんとか、それぞれ立場が違うなかで、個人情報を出せるのか。例えば、自分は視覚障がい者さんの情報を知りたいが、情報はもらえない。ここを解決しないと、福祉課が目指しているような仕組みにはならないのではないか。

事務局：確かに、行政から地域に個人情報を出すのは難しい。逆に、地域の顔の見える関係のなかで、困りごとを吸い上げてもらって、今、行政も「アウトリーチ」という形で地域に出向いていくので、そこで支援に当たればいいと思っている。

委員：包括的支援といえるかはわからないが、ヘルパー事業を開始するに当たって面接に行ったら、当の本人よりもその息子さんが障がいの状況が重く、今まで何の支援にもつながってなかった、全く外に情報が出てなかったということがあった。民生委員さんなどだけでなく、事業所が発見することもある。これも、ヘルパーが見て見ぬふりをすればつながらないので、事業者の意識も大事かもしれない。

会長：アウトリーチは来年度からの話か。

事務局：生活困窮分野でのアウトリーチはすでに行っている。さきほどの全世代対応型の相談支援体制は、令和3年度から構築していければと思っている。

委員：36ページの「意思疎通支援の充実」の部分だが、具体策のところの手話通訳と

要約筆記しかない。知的障がいであれば、言語による意思疎通だけでなく、ジェスチャーなどもある。他のコミュニケーションの方法についても触れてもらえたらと思う。

委員：現場では、絵カードの利用などもしている。その上の、意思決定支援のところも難しいところである。

委員：要約筆記もあるのか。

事務局：ある。県で利用を推進しているところである。

会長：「意思決定ガイドライン」とは。

事務局：「意思決定ガイドライン」は国が作成したもの。その中に、意思をくみ取る手段として「絵カード」の使用なども記載されているところ。その方に合ったコミュニケーション手段を探して利用してほしいということが例示とともに書かれているので、これを知っていただくことが意思決定の支援になると考え記載したところである。

委員：「合理的配慮ガイドブック」の方が、障がい別に、より具体的に書かれている気がする。

事務局：双方の内容を再確認したい。

委員：「意思決定ガイドライン」の普及だと、市が実地指導に入って、本当に伝わっているか確認するような作業が必要になってくるのでは。

委員：計画の中に、就労期間の数字はあるか。就労した人数も大事だが、継続期間も大事だと思う。

委員：就労期間の数字はない。確かに、今は障がい者の法定雇用率が上がることもあって、雇用状況は良いが、就職した人が働き続けられることが大事。就労期間のデータは、各事業所は持っているのではないか。

事務局：機会を見つけて聞いてみたいと思う。

会長：42ページに「農業分野での障がい者の就労」とあるが、わざわざ農業を書いたのは理由があるか。

事務局：国の計画で、農福連携が推進されていることと、古賀市にも一定数の農家があるので、今までは取り組めていなかったが、一般就労のあり方のひとつとして、今は家族だけでなく人を雇用して農業を行う形もあることから、障がいのある方の就職先のひとつとして、そういった農家との橋渡しなどもできたらいいと思った。多様な働き方の例示として書いたところである。

会長：古賀市は農業の担い手が不足しているのかと思ったが、そういうことではないのか。

事務局：そういうことで書いたわけではない。

委員：農福連携の理念をよく理解していない事業者だと、安い労働力としか思われなことがあのではと懸念する。書き方を工夫した方がいいかもしれない。

事務局：国の計画の中でも、多様な働き方のなかに農業があるので、この書き方でもいかと思う。

会長：最初に出ていた、障がい者の高齢化の話については、何か意見はないか。

事務局：現状を申し上げますと、高齢になられた方は同時に介護保険サービスの対象者にもなる。法的には他法優先なので、まずは介護サービス、介護サービスにないものや障がいがあるが故に必要となるものについては障がい福祉サービスということで、介護のケアマネとも相談しながらサービス決定をしている。

委員：私のときは、就労継続支援のサービスが65歳以上は受けられないと言われたが、現在どうか。障がい者の高齢化も進むので、認めてほしいところだが。

事務局：現在は、A型は65歳以前に利用されていれば引き続き利用できる。B型も65歳以上も利用可能である。

委員：それを聞いて安心した。古賀市も住みやすくなってきていると思う。

委員：施設入所についても、65歳になって高齢者福祉施設に移っても、そこの職員は高齢者のケアについては専門家だが、知的障がいのある方への支援はわからなくて困ったという事例があった。障がい者の高齢化が進めば、高齢者施設職員は障がい者の、障がい者施設は高齢者の、それぞれのケアを学ぶ必要も生じてくると感じたところである。

事務局：現状は、65歳になったら必ず介護施設ということではなく、施設を移ると障

がい特性に応じたケアが受けられなくなるとか、慣れた施設を出ることが利用者の精神面に与える悪影響が大きいとかの事情があるときは、継続して障がい福祉サービスによって、施設入所やグループホームの利用をしているケースもある。

会長：グループホームは足りているのか。

委員：潜在的なニーズはあると思う。事業を行う運営主体が足りていないのではないかな。また、医療ができない施設も多いが、高齢化が進めばそういったものも必要となってくると思う。

会長：36ページの保健・医療の充実の中に、福祉・医療・介護の連携についても記載が必要なのは。素案は、予防や早期発見のみになっている。高齢化を念頭に入れた記載をお願いしたい。

それから、アンケートの自由記述のなかで、道路のことなどバリアフリーについての記載も多かった印象があるが、これは38ページの公共施設の整備の部分になるかと思うが、具体的にこの6年間でどこの道路を整備するという計画はあるのか。

事務局：確認はしていないが、道路工事等については、高額なものになるので、年度をずらして計画的に整備していくようにはなっていると思う。また、前回、委員から意見のあった学校の洋式トイレについては、教育委員会に聞いたところ、順次整備していく方向で進んでいるとのことだった。

会長：アンケートの回収数も多く、自由記述もたくさんあったので、施策に反映できるものがあれば反映してもらいたいと思う。

事務局：施策レベルではないが、発達障がいの子どもの持つ家族を取材して広報に載せてほしいといった意見があったので、そういったことはすぐにでもやっていたらと思う。

会長：今は、当事者が発信する時代であると思う。

委員：36・37ページの「障がいのある子どもへの支援」の「障がいの早期発見・早期支援」のところで、これは生まれたあとの支援になるかと思うが、産まれる前の時点でわかるケースもあると思うので、母子の支援を行う部署との連携をするというような記載もあっていいのでは。

事務局：36ページの④に、健診に絡めてではあるが、産まれる前からの支援についても記載している。この記載とはニュアンスが違うか。

委員：出生前診断で、出産をあきらめる方もいるので、そういう方へのケアも必要かなと思うところである。

事務局：出生前診断までは視野になかった。次回までに検討する。

委員：切れ目のない支援ということだと、④の母子支援の記載から「子どもへの支援」のところにあってもいいかもしれない。

委員：前回の会議で、民生委員として要支援者の名簿をもらったら、知らない障がい者の方がたくさんいて驚いたという話をしたが、今回、調査に回ったら、障がいのある方のご家族から調査をやめてくれという苦情がきて、調査をストップすることになった。やはり、知られたくないという気持ちがあるのだなと思った。

実は自分の家族に知的障がい者がいる。しかし、今まで障がい者として扱ったことはなく、学校も地域の学校に行った。高校卒業のときに、パソコンの勉強をする学校に行くために手帳を取ったが、それまで普通の子として育ててきた。隠すということが、自分では、どうしてかなという気持ちがある。

また、今回、就労部会のパンフレットをもらったが、こんな事業があることを全く知らなかった。手帳を取っても、情報は流してもらえないのか。個別のお知らせがあってもいいのではないかと思う。

さきほどの親の高齢化の話もあったが、自分の家庭にも今後あてはまる話だと感じた。子どもは、障がい年金にも該当せず、就職もしていないので、今後どうしていこうかと考える歳になった。

障がいについて勉強してみようとして参加したが、会議は、この計画の文言を修正するためにあるのか。それとも古賀市の障がい者の福祉を充実させていくためにあるのか。

会長：ひとりひとりが考えていることが、この計画に何らかの形で伝わっていくことが大事ではないかと思う。知られたくないという思いを持っていたり、職場がないと悩んでいるご家族やご本人に、少し希望になるように、例えば、古賀市は仲間づくりに取り組んでくれるんだとか、そういったことが伝わる内容になっていくことが大事かなと思う。

委員：民生委員の立場から言うと、地域にも、障がいがあっても、どうぞ来てください、という人もいます。しかし、障がいを知られたくないという人もいますので、なかなか進まないと感じるところ。

委員：障がいのあるなしに関わらず、みんな個性がある。仲間づくりをしようと言って、すぐに手を挙げられる人もいれば、3年かかる人、10年以上かかる人もいます。強制的にはできないこと。開き直り、自分は障がい者なんだ、ということ一度自分

の胸に落とさないと、仲間づくりに踏み出すのは難しいと思っている。一回、支援は要らないと言っても、見捨てず、何回も波のように声をかけていってもらえるとありがたい。

会長：同じ地域にいる仲間として、1年とか2年とか時間がかかっても、何らかの形でつながっていければいいと思う。民生委員さん等がご苦労なさっている部分だろうと思うが、地域づくりの一番大事なところではないかと感じる。

委員：古賀市就労部会に立ち上げの時から関わっているが、そのときから、福祉につながっていない人にどこまで知っていただいて、活用してもらえるか、というのは課題であった。何もしてこなかったわけではないが、結果として、委員に知られていなかったということは反省点である。情報をどのように当事者に伝えていくかをもう少し具体化していかないと、6年後も同じ結果になってしまうのではないか。

会長：今期はようやく、就労部会のパンフレットもできた。これを必要なところに配布していくことでも周知が図られるのでは。

他にないか。

ではこれで協議を終了する。

事務局：たくさんのご意見ありがとうございました。次回会議時に、修正案を提示したい。

・前回の議事録確認のお願い

終了